

ごたんだ通信

世界に比類のない平和憲法を守りましょう

2026年新春号

No. 59

五反田法律事務所

〒141-0022 東京都品川区東五反田 1-13-12 いちご五反田ビル 5F
TEL 03 (3447) 1361 FAX 03 (3447) 1538

<https://gotandalaw.com/>

あけまして
おめでとろうござい
ます



弁護士 亀井 時子	弁護士 甲斐 朝美
弁護士 佃 俊彦	弁護士 真野 亮太
弁護士 千葉 恒久	弁護士 串山 泰生
弁護士 田島 浩	弁護士 丸山 紀人
弁護士 鳥海 準	弁護士 石井修太郎
弁護士 富澤 伸江	
弁護士 民部田正史	事務局一同

謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

皆様の支えにより、無事、新たな年を迎えることができたこと、心より御礼申し上げます。

さて、昨年を振り返ると国内外で多くの出来事がありました。

国内では大阪・関西万博の開催、コメ不足と米価及び物価の高騰、約四半世紀にわたり続いた自公連立政権の解消と高市内閣の発足、国内最高気温の更新（群馬県伊勢崎市で41.8度を観測）と過酷ともいえる猛暑日の多発、クマの市街地や集落への頻繁な出没と深刻な被害の発生、AI技術の進化と生活への定着。

国外では第二次トランプ政権のスタートといわゆるトランプ関税による世界的な混乱、韓国では現職の大統領の逮捕とその後の弾劾

と罷免、終わりの見えないロシアによるウクライナへの侵攻と世界の分断、イスラエルによるガザ地区への攻撃と占領。

このように様々な出来事が起き、社会の変化のスピードも増し、ますます予測が困難な世の中となつていきます。

私たちは、そのようななかでも変化を恐れることなく柔軟な姿勢を持ち、前向きな気持ちで物事に対処していきたいと思えます。

そして本年も事務所所員一同、皆様の抱えている課題や不安の解消に向けて努力していきたいと思えます。

本年も変わらぬご支援とご指導を賜りますようお願い申し上げます。皆様のご健康とご多幸を心よりお祈り申し上げます、新年のご挨拶とさせていただきます。

撮影者・伊藤 次彦

Close-up

建設アスベスト給付金と 建材企業和解成立

弁護士 佃 俊彦



写真① 2021年5月17日最高裁判決後

1 アスベストとは
アスベスト(石綿(せきめん。いわた)は、熱や摩擦、薬品に強い特性を持つので「奇跡の鉱物」と呼ばれ、高度経済成長期には建築資材(吹付け材、ボード類などの建材)や自動車のブレーキライニングなどに広く使われていました。日本には約1000万トンが輸入され、そのうちの7〜8割が建材に使われました。

しかし、アスベストには発がん性があり、微細粉じんを吸い込み数十年経ってから肺ガン、中皮腫という腫瘍



写真② 2025年8月7日東京高裁東京1陣訴訟和解成立後

めて、集団的に約400名の被害者が7社の建材企業との間で裁判上の和解が成立しました。(写真②)

しかしながら、建材企業は未だ給付金法に参加し拠出金を支出していません。私たちは、早期に給付金法を改正して建材企業も拠出するようにすべきと運動しています。そうすれば裁判という大事をせずに救済されますが、まだそこまでは至っていません。そこで、とりわけ国から給付金を受けた方々には、東京高裁が和解基準を示し、建材企業も任意に和解に応じたので、建材企業を相手として裁判を起こすことを呼びかけています。

事務所では、甲斐朝美弁護士と石井修太郎弁護士と私が、建設アスベスト東京訴訟弁護団に所属しています。まずは、ご相談ください。

系の疾病や、石綿肺、びまん性胸膜肥厚などの重篤な呼吸器系の病気を発生させる原因物質です。

日本ではアスベスト被害が大工や電工などの建築作業従事者に多発しており、その被害者は3万人とも言われています。石綿建材の製造販売は2004(平成16)年に禁止されましたが、その後も建物の解体改修工事に関わり新たな被害者が出ていますし、今後出てくる危険性があります。

2 最高裁判決と給付金法の成立

2008(平成20)年5月に、建築作業従事者である被害者を原告とし、国と石綿建材製造企業(「建材企業」といいます)を被告とする裁判を起しました。

最高裁は2021(令和3)年5月17日に国の責任を認める判決を出しました(写真①)。当時の菅首相は、判決の翌日に原告らに対し謝罪するとともに、裁判は和解解決することとし、裁判を起こしていない被害者に対しては、裁判を起すことなく救済する建設アスベスト給付金法を作りました。

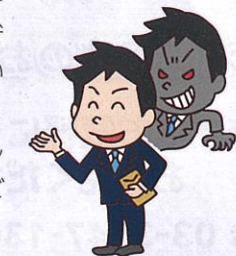
①1975(昭和50)年10月1日から2004(平成16)年9月30日の間に建築屋内作業現場で働いた方で、②石綿関連疾患にかかったと思われる方は、厚生労働省に対して建設アスベスト給付金の申請をしてみてください。

詳しくは、厚生労働省か、建設アスベスト訴訟全国弁護団のホームページをご参照ください。条件が認められれば、国から、症状に応じて550万円から1300万円のアスベスト給付金が支給されます。なお、労災給付を受けていない方や石綿救済法の救済を受けていない方は、給付金を申請する前に、まずは労災や石綿救済法の申請も検討してみてください。

ただし、この給付金法や最高裁判決も、責任期間を1975(昭和50)年10月から2004(平成16)年9月に限っていること、対象作業を屋内に限定し、屋外作業は「風が吹くから」と除外していること、解体改修作業については新築から年月が経っているからと建材企業の責任を免責している点などの問題があり、今後、法改正や新判決を取り変えていかなければならないと考えています。

3 建材企業との和解成立と企業訴訟への参加

2021(令和3)年5月の最高裁判決は、建材企業に対しても損害賠償責任を認める条件を示し、これにより建材企業の法的責任は明らかになりましたが、なおも争い続けていました。建材企業は、ようやく2025(令和7)年8月7日に、東京高裁が示した和解案を受諾しました。これにより初



不動産の押し買いについて 弁護士 丸山 紀人

ミニ法律相談

近年、高齢者をはじめとする消費者所有の不動産を不当に廉価で強引に買い取る「押し買い」の被害が多発しております。被害者の多くは、単身独居の高齢者の方です。ある日突然、不動産業者が自宅を訪問し、強引に市場価値に比し廉価で自宅の不動産の売買契約を締結することを迫ります。その際、売却後も引き続き自宅を賃借する方法で使用することができる(いわゆるリースバック契約といわれるものです。)という条件を提示する点に特徴があります。ある方は、今後施設に入所することを考慮し、財産の処分(終活)を検討している中で被害に遭われました。このような方にとっては、一見すると、周辺の財産を整理しつつ固定資産税の支払いを回避し、自宅に居住し続けることができる点でメリットがあるように思われるかもしれませんが、市場よりも廉価での売却自体大きな不利益です。また、引き続き居住できるとする法的根拠が、賃借権(賃料を払って居住する)ではなく使用借権(無償で居住する)の場合には、直ちに退去・明渡を求められる危険性があります。設定された賃料が高額な場合には、将来的に賃料を支払うことが困難となり契約解除・明渡を余儀なくされる可能性も考えられるところです。このように、押し買いは、仮に売買契約と共にリースバック契約を締結する場合

であっても、高齢者の方(自宅売却側)の今後の生活を不安定にするおそれがあります。

また、このような業者が作成する契約書には、解約に伴う手付金倍返しや違約金に関する規定が見受けられ、このような場合、一旦契約を締結すると、多額の違約金等を支払わなければ解約することができません。業者が不当な利益を得るような仕組みになっているのです。

現状、このような押し買いに対しては、日本弁護士連合会等各団体が意見書を提出し、注意喚起を促すとともに、現行法の不備を是正すべく働きかけをしているところですが、未だ法の改正に至っておりません。上記のような被害に遭わないためにも、不動産の売却を提案もしくは求められた際には、一人で決断してはいけません。仮に何らかの書類を提示されても署名捺印することなく、まずは親族の方やお近くの消費者センター、弁護士等専門家にご相談の上、ご判断いただく必要があります。

疑問や不安に感じることはありません。いつでも五反田法律事務所にご相談ください。

退所挨拶

事務所退所に際しての雑感

弁護士 千葉 一美

私は、令和7年3月末をもちまして、五反田事務所を退所いたしました。弁護士として働き始めて40年、ちょうど古希を祝うこともできたので、ここが退所時であるとすとんと胸に落ちました。

思えば、40年前五反田事務所に就職した当時、私は1歳の長男を抱えるママさん弁護士でした。当時、修習生は引く手あまたとはいえ、ママさん弁護士の需要は厳しいもので、五反田事務所に就職できて本当にラッキーでした。当時から、五反田事務所には、「稼ぐ自由も飢える自由もある」と言われていて、自分の好きなことをやることについて文句を言われたい気分がありました。その代わり、例えば、産休で仕事を休んでも、一切保障は無かったのですが、そこが私にとっては気が楽なところでした。それで、4年後には、双子を出産することになります。

結局、3人の子どもを抱えての弁護士業務でしたが、家事育児との両立は、パートナーの全面協力があってとはいえ、壮絶なものでした。事務所に入所した翌年の年賀状に、「背中に梓（長男）、右手にペン、左手にフライパンで頑張るぞ」と書いたことを覚えています。双子が加わって、さらに大変な月日が流れました。大先輩の亀井先生のアドバイスもあり、10年間は、家事育児に軸足を取られてもやむを得ないと覚悟して日々を送っていました。睡眠時間も毎日4～5時間だったような気がします。

事務所としては、労働力としては歯がゆい点が多々あったはずですが、本当によく我慢していただいたと思います。また、仕事については、先輩弁護士が自分に来た仕事を共闘という形で、一緒に受任することで、仕事のノウハウと弁護士報酬を分け与えてくださいました。その頃は、弁護士の人数も少なかったため、あらゆる分野の事件をやりましたが、消費者、医療過誤、家事事件が多かったように思います。

そんな生活が続きましたが、子育ても緩やかになる 때가必ず来るものです。それで、これまであまりやれなかった人権活動も多少は、出来るようになったので、自由法曹団の女性部部長をやり、さらに声がかかり、団本部の幹事を引き受けた時点で、今までの強行突破のツケが回って、上行大動脈解離で倒れてしまいました。この時は2回も誤診されて、危うく死ぬところでしたが、何とか一命を取り止め、4か月間の治療・リハビリを経て、復帰しました。

これだけの経験をしたので、新たな人生が開けるのではと、小説でも書いてみようかとしたのですが、切れ切れのシーンは思い浮かぶものの、繋げる文章が思い浮かばず、やはり弁護士を続けるのが、私の天職かと思い、半年後には事務所に復帰しました。その後は、病院でのつらい体験が生きて、多少は優しくなったような気がします。

今は、自宅事務所で、残った仕事をこなしつつ、30年来続けてきた茶道を中心に趣味の世界に浸りつつ暮らしています。

皆様、本当にお世話になりました。有難うございました。

弁護士のつばやき

弁護士 石井 修太郎

ドラマ「法廷のドラゴン」を見た。主人公の天童竜美は将棋の天才少女として将来を囑望されながらも法曹界に転向した弁護士。非常に興味を惹かれる設定だが、自分が将棋オタクである分、斜に構えた見方をしてしまうと楽しめないのでは…という不安からなかなか視聴できずにいた。

杞憂であった。面白い。竜美が裁判の攻防を将棋に置き換えて解説してくれるのだが、なかなかどうしてこれ

が軽妙なのである。第1話では悪徳業者のやり口を「穴熊囲い」に例え、鉄壁の布陣を崩すカギとなる証人を探す。ストーリーだけでなく将棋の内容も作りこまれており、最後の「詰むや詰まざるや」の展開では手に汗を握った。

主人公を演じる上白石萌音さんは最近、近視治療のICL手術を受けたらしい。私も同じ手術を経験しているので、「いつでも裸眼で生活できる喜び」を語る彼女に深く頷く次第であった。今年もクリアな視界で「次の一手」を見つけたいものである。



法律相談のお知らせ

まずはお気軽に
お電話ください。

☎ 03-3447-1361

受付時間は平日9時～18時です。

相談料
30分
¥5,500-

五反田駅
東口徒歩
1分

毎週月・水・金曜日の午後4時～6時を法律相談日としております。予約制ですので、事前にお電話で申込の上ご来所ください。

尚、上記日程以外にも随時受け付けておりますので、お気軽にお電話ください。

五反田法律事務所 検索

<https://gotandalaw.com/>

